

平成21年度定期監査（2）の監査結果に基づき講じた措置

平成21年度定期監査（2）の監査結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、つぎのとおり概要を公表する。

1 指摘事項

○工事請負契約に係る契約事務の適正化について

産業地域振興部地域振興課光が丘区民ホールにおける浴室改修工事（2件）および階段等床張替工事（2件）において、関係書類を確認したところ、これらの工事は、それぞれ一括して契約すべきものであり、この場合の予定価格の総額は課長契約権限を超えており、区長契約とすべきものであった。

浴室改修工事は、工事場所を女子浴室と男子浴室に分け、同一業者に対して同日にそれぞれの浴槽床、洗い場等の改修工事を発注しており、工期も同一であった。また、階段等床張替工事の2件は、同一業者に対して約2週間のうちに連続した工期が設定され、工事場所は異なるものの同一の施設内の階段および踊り場の床の張替えを行うという工事内容に違いはなかった。これらの工事契約は、いずれも2件に分けて行う必要性は認められない。

練馬区契約事務規則においては、限度額を定めて特定の者を受任者として契約の権限を委任し、受任者は、委任された限度額内において契約事務を担当するものとされている。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について自覚を促すとともに、チェック体制を強化するなど、適切な契約事務の執行が図られるよう取り組まれない。（産業地域振興部）

【講じた措置】

（産業地域振興部）

(1)により対応を実施したところであるが、今後は(2)によりさらなる改善を図ることとする。

(1) 実施した措置

ア 受任者である光が丘区民ホール所長に対し、地域振興課長が指摘事項の確認を行い、受任者の権限・責任および契約事務の適切な執行について改めて指導徹底を図った。また、光が丘区民ホールの職員一人ひとりと面談を行い、指導を行った。

イ 再発防止のための業務改善として、工事を行う必要性の判断の段階で報告を求めることとし、工事内容について地域振興課で事前にチェックができるように事務の流れを改めた。

(2) 今後の措置

ア 地域振興課において、以下の項目を重点に研修を実施する。

(ア) 総務部経理用地課職員による研修を実施し、契約事務を担当する職員の事務処理に対する意識改革および適正な契約事務の執行を徹底する。

(イ) 緊急対応が必要となる際の契約事務の進め方について再度確認し、適正な事務執行を徹底する。

(ウ) 複数の職員による工程管理・執行管理を徹底し、処理に遺漏等のないようにする。

イ 毎月、施設全体の施設点検を行い、早期に必要な工事箇所の発見に努め、緊急対応を生まないような計画的な施設維持管理を行う。

ウ 緊急対応が必要となる場合に備え、総務部施設管理課との密接な連絡体制を整える。

(総務部)

契約事務の適正な執行については、平成20年度の財務監査指摘事項を受けて、平成21年2月の総務部長通知により、また、庶務担当課長会、庶務担当係長会において周知徹底を図ってきたところである。

しかしながら、課長工事契約の事務処理に関し、同様の不適切な分割発注が行われたことに対して、看過できない重大な問題であると認識している。

そのため9月に、全庁的な緊急総点検の取組を開始した。

緊急総点検は、課長権限による契約事務の事務執行について、庁内の管理チェック体制の強化を図るとともに、担当職員の意識改革の徹底を促し、分割発注の再発防止のため、実施するものである。

この総点検の結果を踏まえ、各課の改善事項、対応策の検証を行うとともに、財務会計研修や各課・各部・各事業本部が主催する契約事務研修の機会を通じて、職員の意識改革と実務能力の向上を図ることとしたい。

また、再発防止対策と契約事務のさらなる理解を深めるため、留意すべきポイントをまとめた「契約事務のはやわかり」の冊子をあらたに作成し、課長工事契約の確認書類等の書式についても周知しているところである。